

平成21年度社会保険事業計画中間時点での取組状況

平成21年度に達成すべき目標	21年度前期の主な取組状況 (平成21年4月～9月)	21年度後期の主な取組 (平成21年10月～12月)	数値目標・計画数値		
			事 項	21年度計画	21年9月末現在
<p>1 年金記録問題への対応</p> <p>【目標】 年金記録問題への対応については、国民の視点に立って、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会取りまとめ)等に基づき、基礎年金番号への記録の統合、コンピュータ記録と紙台帳の突合せ、標準報酬月額等の遡及訂正事案への対応等を着実に実施し、日本年金機構へ円滑に移行する。</p>	<p>○ 政府・与党取りまとめ等に基づき、平成20年10月までに全ての受給者・加入者約1億9百万人に「ねんきん特別便」を送付し、平成21年9月末現在で約75%の方(約7,943万人)から回答をいただき、このうち、約94%の方(約7,506万人)の記録の確認作業が完了した。 また、「ねんきん特別便」による記録確認作業と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組み、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、既に統合済みの記録は1,257万件に増加し、今後解明を進め、一定の時点において開示等を検討する記録は1,028万件まで減少した。</p> <p>○ さらに、再裁定処理については、人員体制やシステム機能の強化等により、平成21年3月時点において進達されてから支払いまでに6カ月程度要していたものを、平成21年8月には処理期間を3カ月程度に短縮した。</p>	<p>○ 「ねんきん特別便」に「訂正あり」と回答をいただいた方の記録の確認作業を進め、平成21年3月までに受け付けたものについては、平成21年12月末までに記録の確認作業を完了することを目指す。</p> <p>○ このほか、未統合記録の解明・統合等、引き続き、年金記録問題への対応を進める。</p>			
<p>2 適用事務に関する事項</p> <p>(1)国民年金の適用の適正化</p> <p>【目標】 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p>	<p>○ 事業主説明会や公共職業安定所での雇用保険受給者初回説明会等を活用して企業等退職時において必要となる種別変更手続の周知を実施した。</p> <p>○ 厚生年金保険等の被保険者である国民年金第2号被保険者又はその被扶養配偶者である第3号被保険者から第1号被保険者に移行した者であって、種別変更届の届出がない者に対しては、まず届出勧奨を行い、その後もなお種別変更の届出がない場合には、住所確認を行った上で、職権により種別変更処理を行った。</p> <p>○ 企業等に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった者につい</p>	<p>○ 前期と同様に届出周知、職権による適用事務等の取組を推進する。</p>			

て、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業等から第2号被保険者の届出がない場合には、第1号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行った。

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】

年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用促進に取り組むとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適正な事務処理の徹底を図る。

〔数値目標〕

重点加入指導実施事業所数
: 前年度実績と同程度
(期間を考慮して12分の9)

＜未適用事業所の適用促進の実施＞

- 未適用事業所を的確に把握し、継続的に加入指導の管理を徹底するために、民間委託業者と連携するとともに、事蹟管理システムを活用した。
- 未適用事業所の解消を図るために、重点的な加入指導の対象事業所(文書や訪問による加入勧奨を実施しても加入の届出を行わない10人以上の事業所等)への計画的な加入指導を推進した。
- 適用対策の促進を行うため、本年6月、地方社会保険事務局担当者を集め、適用対策等に係る事務打ち合わせ会を実施し、本年12月までの取組目標を設定するための基本方針を示し、これにより行動計画を策定させ、適用対策の推進を図った。

＜適用事業所に対する事業所調査の実施＞

- 適用事業所に対する事業所調査を計画的かつ総合的に進めるために、地方社会保険事務局及び社会保険事務所ごとに目標を定めた行動計画を策定し、これに基づき適用の適正化を推進した。
- 特に、行政機関からの情報提供により届出が適正に行われていない疑いのある事業所等に対し、重点的に事業所調査を実施した。

＜電子申請の利用促進＞

- 社会保険労務士が電子申請により提出代行する健康保険被扶養者(異動)届の添付書類(住民票の写し)について、電子ファイル化し添付ファイルとして提出することを可能とした。

- 引き続き、民間委託業者と連携し、取組を推進する。

- 引き続き、重点的な加入指導、職権による適用を推進する。

- 引き続き、行動計画に基づく取組により、適用の適正化を推進する。

- 引き続き、重点的な事業所調査を実施する。

計 画 数 値	訪問勧奨実施事業所数 (厚生年金・健康保険)	27,954所 平成21年度行動計画	2,377所 (年間計画の 8.5%)		
	重点加入指導実施事業 所数 (厚生年金・健康保険)	8,428所 平成21年度行動計画	4,509所 (年間計画の 53.5%)		
	事 業 所 調 査 効 果 件 数	資 格 得 喪 関 係 標 準 報 酬 月 額 関 係	厚生年金	行動計画で定める件 数(※)	3,213所
		健康保険	行動計画で定める件 数(※)	2,495所	
		厚生年金	行動計画で定める件 数(※)	12,941所	
		健康保険	行動計画で定める件 数(※)	13,723所	
		※平成21年度行動計 画による調査実施 事業所計画件数 68,700所	※調査実施事業所 29,918所 (年間計画の43.5%)		

3 保 険 料 等 収 納 事 務 に 関 す る 事 項	(1)国民年金の収納率の向上 【目標】 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督促の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と未納者数の減少を図る。 平成21年度においては、平成15年度から平成19年度に納付率80%とする中期目標に向けて行動計画が実施されてきたがこれが達成されなかったことを踏まえ、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成19年度分保険料の最終的な納付率について、平成18年度保険料の最終的な納付率と同等以上の水準を確保するため、平成21年12月までの平成19年度分保険料の納付率について、前年同期(平成20年12月)の平成18年度分保険料の納付率と同等以上の水準を確保するよう努める。	○ 平成21年9月末現在の現年度納付率は56.9%となっており、対前年同期比で△1.9ポイントとなった。 一方、平成19年度分保険料の納付率は67.8%(+1.1ポイント)、平成20年度分保険料の納付率は64.0%(+2.0ポイント)と平成20年度末時点から増加した。 ○ 納付督促等については、収納支援システム及び収納支援ツールを活用し、的確な所得状況の把握に努め、未納者特性に応じた納付督促や免除等勧奨を実施した。 また、民間委託による収納事業(市場化テスト)については、各受託事業者との定期的な打合せや情報提供を行うなど、積極的な協力・連携を図り、官民一体となった納付督促に努めたところであるが、十分な効果を上げるには至っていない。 ○ 強制徴収の実施については、平成20年度以前着手分の確実な取組を重点目標として、納付督促に応じない滞納者に対する督促状の発付や財産差押等を実施した。	○ 失業等による第2号被保険者から第1号被保険者への移行者が増大している現状に鑑み、市町村やハローワークとの連携強化により、適用勧奨や失業に伴う特例免除制度の周知、申請勧奨の徹底を図る。 ○ 市場化テストについては、本年10月からすべての社会保険事務所が実施対象となる。これまでの実績評価を踏まえて、市場化テストの効果を最大限発揮させるため、本庁・社会保険事務局・社会保険事務所と受託事業者が協力・連携を図りつつ、受託事業者の実施計画に基づき、週次単位での進捗管理を行い、的確な納付督促等を実施する。 ○ 強制徴収の実施については、引き続き平成20年度以前着手分の整理を重点的に取り組むとともに新規滞納者に対する強制徴収の厳正な執行を行う。	計 画 数 値	催告状発行件数	8,136,130件 平成21年度行動計画	4,851,129件 (年間計画の59.6%) (21.5~21.9実施分)
	電話納付督促件数	21,536,062件 平成21年度行動計画	7,749,911件 (年間計画の36.0%) (21.5~21.9実施分)				
					戸別訪問件数	5,417,028件 平成21年度行動計画	3,595,334件 (年間計画の66.4%) (21.5~21.9実施分)
					最終催告状発送件数	22,564件 平成21年度行動計画	885件 (年間計画の3.9%) (21年9月末)
					保険料納付月数	73,593,104月 平成21年度行動計画	42,164,941月 (年間計画の57.3%) (21.4~21.8月分)
					保険料納付対象月数	117,047,907月 平成21年度行動計画	74,132,749月 (年間計画の63.3%) (21.4~21.8月分)
					免除件数 (法定免除を除く)	1,987,116件 平成21年度行動計画	1,554,478件 (年間計画の78.2%) (21年9月末)
					若年者納付猶予件数	355,000件 平成21年度行動計画	261,736件 (年間計画の73.7%) (21年9月末)
					学生納付特例件数	1,516,378件 平成21年度行動計画	1,269,265件 (年間計画の83.7%) (21年9月末)
	(2)厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進 【目標】 年金記録問題への対応を最優先としつつ、厚生年金保険事業・全国健康保険協会管掌健康保険事業・船員保険事業の	<納期内納入の励行指導等> ○ 中小企業庁と連携して納付手続きに関するチラシを商工会議所に備え付ける等により納期内納入の励行や口座振替による保険料納付の促進を図るとともに、滞	○ 年末に向け、引き続き取組を推進する。	数	厚生年金	前年同期と同等の実績を確保	95.9%
					健康保険	前年同期と同等の実績を確保	93.0%

	<p>保険料等の確実な納入を促進するとともに、保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>〔数値目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料収納率 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険：前年同期と同等の実績を確保するよう努める ・ 口座振替実施率 厚生年金保険：84%以上 全国健康保険協会管掌健康保険：85%以上 船員保険：57%以上 <p>(注)上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額の合計額に対する当年度の収納額の割合</p>	<p>納事業所に対する納付指導及び滞納処分を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的かつ確実に保険料収納率の向上を図るため、地方社会保険事務局及び社会保険事務所ごとに取組目標及び具体的な計画等を定めた行動計画を策定し、これに基づく徴収対策を実施した。 <p><労働保険との徴収事務一元化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険・労働保険徴収事務センターにおける届出の受付、滞納整理の実施など、事務の一元化を推進した。 ○ また、社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新の期限の統一、現物給与の評価の統一を行った。(平成21年4月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動計画に基づく取組により、適正な滞納整理を推進する。 ○ 労働保険と連携し、共通調査事業所の事業所調査の取組を推進する。 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">値 目 標</td> <td>率</td> <td>船員保険</td> <td>前年同期と同等の実績を確保</td> <td>85.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">口 座 振 替 実 施 率</td> <td>厚生年金</td> <td>84%以上</td> <td>81.4%</td> </tr> <tr> <td>健康保険</td> <td>85%以上</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>船員保険</td> <td>57%以上</td> <td>56.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計 画 数 値</td> <td></td> <td>労働保険との共通調査事業所数</td> <td>前年度の12分の9を上回る</td> <td>4件 ※年度後半に実施予定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>労働保険との共通滞納事業所選定数</td> <td>前年度の12分の9を上回る</td> <td>3,244件</td> </tr> </table>	値 目 標	率	船員保険	前年同期と同等の実績を確保	85.1%	口 座 振 替 実 施 率	厚生年金	84%以上	81.4%	健康保険	85%以上	82.2%			船員保険	57%以上	56.3%	計 画 数 値		労働保険との共通調査事業所数	前年度の12分の9を上回る	4件 ※年度後半に実施予定		労働保険との共通滞納事業所選定数	前年度の12分の9を上回る	3,244件						
値 目 標	率	船員保険	前年同期と同等の実績を確保	85.1%																																
	口 座 振 替 実 施 率	厚生年金	84%以上	81.4%																																
		健康保険	85%以上	82.2%																																
		船員保険	57%以上	56.3%																																
計 画 数 値		労働保険との共通調査事業所数	前年度の12分の9を上回る	4件 ※年度後半に実施予定																																
		労働保険との共通滞納事業所選定数	前年度の12分の9を上回る	3,244件																																
<p>4 保険給付事務に関する事項</p>	<p>(1)年金給付の的確な実施</p> <p>【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金 ：2か月以内(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) ・ 障害基礎年金 ：3か月以内 ・ 障害厚生年金 ：3か月半以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金給付に係る処理について、サービススタンダードの達成率向上のため、 ①処理サイクルの効率化を図るなど、事務処理体制の見直し ②受付から決定までの進捗管理を徹底 ③社会保険事務局、他の社会保険事務所から支援等の取組みを行った。 ○ 障害厚生年金の給付にあたっては、適正かつ迅速な処理に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金給付に係る処理について、引き続き、達成状況の把握や進捗管理の徹底により達成率向上に向けた取組みを推進する。 ○ 障害厚生年金の給付にあたっては、引き続き、適正かつ迅速な裁定処理に努める。 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">数 値 目 標</td> <td rowspan="10">目 標 処 理 期 間 (サ ー ビ ス ス タ ン ダ ー ド)</td> <td>老齢基礎のみ</td> <td>2か月以内</td> <td>90.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>55.2%</td> </tr> <tr> <td>老齢基礎・老齢厚生年金</td> <td>2か月以内</td> <td>82.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>46.4%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎のみ</td> <td>2か月以内</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>45.2%</td> </tr> <tr> <td>遺族基礎・遺族厚生年金</td> <td>2か月以内</td> <td>73.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)</td> <td>55.6%</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金</td> <td>3か月以内</td> <td>58.9%</td> </tr> <tr> <td>障害厚生年金</td> <td>3か月半以内</td> <td>16.5%</td> </tr> </table> <p>※)21年9月末現在の数値は、21年4月1日以降に決定された請求書のうち、21年9月末までに年金が決定された総件数に対する目標の達成率である。</p>	数 値 目 標	目 標 処 理 期 間 (サ ー ビ ス ス タ ン ダ ー ド)	老齢基礎のみ	2か月以内	90.1%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	55.2%	老齢基礎・老齢厚生年金	2か月以内	82.6%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	46.4%	遺族基礎のみ	2か月以内	82.9%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	45.2%	遺族基礎・遺族厚生年金	2か月以内	73.6%		1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	55.6%	障害基礎年金	3か月以内	58.9%	障害厚生年金	3か月半以内	16.5%
数 値 目 標	目 標 処 理 期 間 (サ ー ビ ス ス タ ン ダ ー ド)	老齢基礎のみ	2か月以内	90.1%																																
			1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	55.2%																																
		老齢基礎・老齢厚生年金	2か月以内	82.6%																																
			1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	46.4%																																
		遺族基礎のみ	2か月以内	82.9%																																
			1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	45.2%																																
		遺族基礎・遺族厚生年金	2か月以内	73.6%																																
			1か月以内 (加入状況の再確認を要しない場合)	55.6%																																
		障害基礎年金	3か月以内	58.9%																																
		障害厚生年金	3か月半以内	16.5%																																

	<p>(2) 船員保険の現金給付の適正化</p> <p>【目標】 船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。</p> <p>・傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料:3週間以内</p>	<p>○ 船員保険の現金給付に係る処理について、達成状況を把握し進捗管理の徹底を図った。</p>	<p>○ 船員保険の現金給付に係る処理について、引き続き、達成状況の把握や進捗管理の徹底により達成率向上に向けた取組みを推進する。</p>	数値目標	目標処理期間(サービススタンダード)	<table border="1"> <tr> <td>傷病手当金</td> <td>3週間以内</td> <td>96.9%</td> </tr> <tr> <td>出産手当金</td> <td>3週間以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>3週間以内</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>家族出産育児一時金</td> <td>3週間以内</td> <td>91.7%</td> </tr> <tr> <td>葬祭料</td> <td>3週間以内</td> <td>93.4%</td> </tr> <tr> <td>家族葬祭料</td> <td>3週間以内</td> <td>93.3%</td> </tr> </table> <p>※)21年9月末現在の数値は、21年4月1日以降に決定された請求書のうち、21年9月末までに給付金が決定された総件数に対する目標の達成率である。</p>	傷病手当金	3週間以内	96.9%	出産手当金	3週間以内	100%	出産育児一時金	3週間以内	100%	家族出産育児一時金	3週間以内	91.7%	葬祭料	3週間以内	93.4%	家族葬祭料	3週間以内	93.3%	
傷病手当金	3週間以内	96.9%																							
出産手当金	3週間以内	100%																							
出産育児一時金	3週間以内	100%																							
家族出産育児一時金	3週間以内	91.7%																							
葬祭料	3週間以内	93.4%																							
家族葬祭料	3週間以内	93.3%																							
5 社会保険オンラインシステムの見直し	<p>【目標】 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。</p>	<p>○ 社会保険オンラインシステムの刷新については、現行システムの機能に係る年金記録問題検証委員会による検証結果を今後の設計、開発及び運用に反映すること等の同委員会の指摘等を踏まえ、詳細設計の前に業務プロセスの見直しを反映した基本設計の修正を行うこととするなど、最適化の進め方を見直すこととした。</p> <p>○ 年金記録問題検証委員会の指摘等を反映すべく基本設計の修正等を行うための取組を進めている。</p>	<p>○ 引き続き、取組を進める。</p>																						
6	<p>(1) 広報活動の推進</p> <p>【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p>	<p>○ 平成17年度に作成した「総合パンフレット」(国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントをわかりやすく解説)及び「目</p>	<p>○ 中学生及び高校生を対象とした年金作品コンクールを都道府県教育委員会等と連携して、地方社会保険事務局において</p>	計	ホームページアクセス数	<table border="1"> <tr> <td>7,500万件</td> <td>4,115万件 (年間計画の54.9%)</td> </tr> <tr> <td>前年同期以上</td> <td>4.1%</td> </tr> </table>	7,500万件	4,115万件 (年間計画の54.9%)	前年同期以上	4.1%															
7,500万件	4,115万件 (年間計画の54.9%)																								
前年同期以上	4.1%																								

<p>広報、情報公開相談等に関する事項</p>	<p>〔数値目標〕 生徒に対する年金セミナーの実施率 (中学・高校生対象):前年同期以上</p>	<p>的別チラシ)(国民の多様な関心事項に的確に回答)について、平成21年度版を作成した。また、「国民年金・厚生年金被保険者のしおり」を作成して年金手帳送付の際に同封するなど、年金制度の意義役割を周知し、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金教育について、教育関係機関と連携し、年金セミナーを開催した。 ○ 事業主等が反復・継続的に利用する主な手続に係る電子申請利用マニュアルについてホームページによる周知を行った。 	<p>実施するとともに、優秀作品の表彰を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請や磁気媒体による届出の普及促進を図るため、普及促進に係るチラシを作成し、社会保険事務所の窓口に来所した事業主等や各種説明会での配布、関係団体への協力依頼等に活用する。 ○ 前期に引き続き、事業主等が反復・継続的に利用する主な手続に係る電子申請利用マニュアルについてホームページによる周知を行う。 	<p>画 数 値</p> <p>中学・高校生対象 年金セミナー 大学生対象</p>	<p>前年度(28セミナー) を上回る</p>	<p>15セミナー</p>
	<p>(2)年金相談等の充実 【目標】 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。 ねんきんダイヤル応答率については前年度以上となるよう努める。</p>	<p><年金相談体制の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週月曜日(4月及び5月は全ての平日において実施)に窓口開庁時間の延長(19時まで)及び第2土曜日における年金相談を実施した。 ○ 社会保険労務士会の協力を得て、市町村、郵便局、農漁協等の身近な場所での年金相談を実施した。 ○ 一般的な相談をお受けする「ねんきんダイヤル」において、対応席数を平成21年8月より745席に拡充した。 ○ 「ねんきん定期便」の送付に対応した電話相談体制として、平成21年4月より「ねんきん定期便専用ダイヤル」を実施した。 ○ 平成18年8月21日から実施している年金記録相談の特別強化体制を平成21年度前期においても実施した。 ○ 平成18年10月から実施している年金相談の予約制を21年前期においても実施した。 <p><年金個人情報の提供の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年4月より、被保険者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を開始し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週月曜日に窓口開庁時間の延長(19時まで)及び第2土曜日(11月は第2土曜日と翌日曜日、第4土曜日と翌日曜日)における年金相談を引き続き実施する。 ○ 社会保険労務士会の協力を得て、市町村、郵便局、農漁協等の身近な場所での年金相談を引き続き実施する。 ○ 一般的な相談をお受けする「ねんきんダイヤル」において、対応席数を引き続き745席とする。 ○ 「ねんきん定期便」の送付に対応した電話相談体制として、「ねんきん定期便専用ダイヤル」を引き続き実施する。 ○ 平成18年8月21日から実施している年金記録相談の特別強化体制を引き続き実施する。 ○ 平成18年10月から実施している年金相談の予約制を引き続き実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き被保険者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付する。(500~600万人/月) 	<p>計 画 数 値</p> <p>ねんきんダイヤル 応答率</p> <p>80%</p> <p>44.2% (21.4~21.9)</p> <p>《参考》 「ねんきん定期便専用 ダイヤル」応答率</p> <p>90.4% (21.4~21.9)</p>		

		<p>た。</p> <p>平成21年9月末日までに約3,298万人(4月2日～10月1日生まれの方)に送付済。</p> <p>○ ID・パスワード認証方式による年金加入記録の提供について、平成21年3月16日から老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給者の方に対しID・パスワードの発行受付を開始し、平成21年9月末日までに加入者・受給者合わせて約6万人に発行した。</p>	○ ID・パスワードの申込み件数の増加等に応じて体制を整備する。				
	<p>(3) 個人情報の保護及び情報の公開</p> <p>【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	○ 端末操作に当たり、生体情報認証による厳重な管理、アクセス内容の監視、職員に対する個人情報保護研修等を実施した。	○ 引き続き、取組を実施する。	計画数値	個人情報保護研修受研率	100%	87%
7 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	<p>(1) 船員保険の医療費の適正化</p> <p>【目標】 船員保険事業における効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>〔数値目標〕 船員保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く) 内容点検 983円以上 外傷点検 591円以上</p>	<p>○ 船員保険のレセプト業務を平成21年10月より東京社会保険事務局に集約し、縦覧点検を中心とした点検を実施した。</p> <p>○ 医療費通知を送付することにより被保険者指導を実施する計画であったが、平成22年1月からの新しい船員保険制度への移行準備業務に万全を期す必要があることなどの事情を勘案して年内は実施しないこととした。</p>	○ 東京社会保険事務局において、引き続き縦覧点検を中心とした効率的かつ効果的なレセプト点検調査を実施する。	数値目標	船員保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)	983円以上 591円以上	2,767円 204円
				計画数値	被保険者1人あたりレセプト点検効果額(船員保険(資格点検))	4,910円以上	2,319円
	<p>(2) 船員保険の保健事業の実施</p> <p>【目標】 船員保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。</p> <p>特に、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴う特定健康診査・特定保健指導を引き続き実施するため、被保険者に対する生活習</p>	<p>○ 当該事業の委託先である船員保険会は、各漁協組合及び船舶事業所への依頼及びDM(ダイレクトメール)の送付、船員しんぶん等の機関誌への広報掲載を行った。</p> <p>また、全日本海員組合等の協力をいただき積極的な広報に努めた。</p>	<p>○ 引き続き船舶所有者・漁協の担当者へ広報を行い、被保険者への特定健診をはじめ、被扶養者への特定健診や特定保健指導の受診勧奨に努める。</p> <p>○ 船員新聞等の広報誌への広告についても引き続き掲載を行う。</p> <p>また、船へ直接FAXによる受診勧奨を</p>	計画数値	特定健診実施者数	船員保険被保険者 被扶養者	15,953人 10,800人

慣病予防健診事業及び被扶養者に対する健診事業を効率的に実施し、それらの健診結果等に基づく、特定保健指導等を適切かつ効率的に実施する。

平成21年度においては、特定健康診査等基本方針で定める実施率(平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%)の達成に向けて、特定健康診査42.5%以上(被保険者・一般健診)、特定保健指導26.2%以上(被保険者)が達成できるよう、効果的な取組を推進する。

(3) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】

社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

- 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設されている施設を含む。)については、平成20年4月2日に与党において、
 1. 社会保険病院及び厚生年金病院については、RFOに出資することとする。
 2. 出資された病院については、地域医療の確保を図る見地から、個別の病院又は病院群として安定的な経営を図ることを基本に適切な譲渡先(受皿)を検討し、その確保を図ることとする。
 との合意がなされたことを踏まえ、平成20年10月1日に、これらの病院をRFOに出資した。
 さらに、平成21年3月6日に、厚生労働大臣からRFO理事長に対し、社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡の具体的な進め方について、地域の医療体制が損なうことのないように十分に配慮することを基本とすること等の指示を行い、それを受け、適切な譲渡先や受皿を確保するべく検討を行った。
- 終身利用型老人ホームについては取扱い方針の検討を行い、社会保険庁において譲渡を行うことを決定した。
- 船員保険福祉施設の整理合理化計画について、「船員保険事業運営懇談会」において、「船員保険福祉施設の整理合理化に関する今後の進め方について」を策

実施する。

特に特定保健指導では、契約医療機関受診者で、特定保健指導対象となった者の特定保健指導実施率が低いことから、全対象者に対し船員保険会の保健師より、受診勧奨のご案内を出し受診率の向上を図っている。

- 社会保険病院及び厚生年金病院(これらに併設されている施設を含む。)については、平成20年10月1日にRFOに出資し、地域の医療体制を損なうことのないように十分に配慮することを基本として、適切な譲渡先や受け皿を確保することとしていたが、従来の方針を転換し、RFOから引き継いで新たな受け皿となる独立行政法人地域医療機能推進機構を設立することとし、第173回臨時国会に「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」を提出した。
- 終身利用型老人ホームについては、社会保険庁で譲渡を行うとの方針に基づき、10月13日に入札を実施したが、落札には至らなかった。引き続き入居者の生活に支障が生じない取扱いとするため、RFOへの出資を含め検討している。
- 「船員保険福祉施設の整理合理化に関する今後の進め方について」に基づき、船員保険福祉施設の譲渡等を進めている。

特定保健指導実施者数	船員保険被保険者	1,910人	583人 (年間計画の30.5%)
	被扶養者	1,200人	12人 (年間計画の1%)

	<p>定した。 (参考) ・RFOにおける平成21年度上半期の実績 落札施設数 38 落札金額 32,832百万円 【発足以来の落札実績(累計)】 (平成17年10月1日～平成21年9月30日) 落札施設数 275 落札金額 165,820百万円</p>	<p>なお、船員保険病院については、社会保険病院等と同様の取扱いとすることを予定している。</p>				
8 業務全般に関する事項	<p>(1)国民サービスの向上 【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。 お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。 <p>〔数値目標〕 「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前回以上 注)アンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方社会保険事務局、社会保険事務所における窓口サービス向上のため、好取組事例を集約し、社会保険事務局にフィードバックした。 支給額変更通知書、年金振込通知書等の通知書や申請書等を分かりやすく、また、記入しやすいものとするため見直しを行った。 各地域におけるサービスに対するニーズを把握し、業務運営に反映させるため、11社会保険事務局でサービス改善協議会を開催した。 健康保険被扶養者(異動)届及び国民年金第3号被保険者関係届の電子申請を行う場合、委任状の添付により、事業主の電子署名に加え、被保険者の電子署名の省略を可能とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口サービスの満足度に関するアンケート(「お客様満足度」調査)を11月に実施する。 各種通知書や申請書等を分かりやすく、また、記入しやすいものとするため適宜見直しを行う。 後期においては、32社会保険事務局でサービス改善協議会を開催する。 前期の取組の周知等について継続的に実施する。 	<p>「お客様満足度」調査によるお客様満足度の向上</p> <p>数値目標</p>	<p>前回以上</p> <p>年金相談窓口 (全体の満足度) 21.2月 84.7%</p> <p>年金相談以外の窓口 (全体の満足度) 21.2月 82.2%</p>	<p>※平成21年11月に実施</p>
	<p>(2)予算執行の透明化 【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本庁において「調達委員会(平成16年10月設置)」、地方社会保険事務局において「契約審査会(平成17年4月設置)」を開催し、調達の必要性、数量や契約方法等を審査した。 500万円以上の随意契約を事前に厚生労働副大臣に報告(平成17年1月より)するとともに、100万円以上の調達全般を「公共調達審査会(平成20年3月に随意契約審査委員会を改組)」において審査し、結果をホームページに掲載することとしており、その準備に取り組んだ。 消耗品の購入、複写機の賃貸借・保守業務及び社会保険事務所庁舎の機械警備等において管下の社会保険事務所分を含めて一括調達することや、地方社会保険事務局で調達している各種帳票の一 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「調達委員会」、「契約審査会」、「公共調達審査会」及び「公共調達監視委員会」における審査、厚生労働副大臣への報告等を通じ、コスト効率の向上及び透明性の確保を推進する。 引き続き、地方社会保険事務局における一括調達を推進し、調達案件の集約化、競争入札の実施に取り組み、調達コストの削減を図る。 	<p>競争入札割合</p> <p>計画数値</p> <p>調達コストの削減</p>	<p>100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上</p> <p>調達計画額の10%以上を削減</p>	<p>65%</p> <p>16%</p>

部について、本庁で一括調達すること(平成18年度より)により、引き続き競争入札を拡大し調達コストの削減を図った。

(3)組織の改革

【目標】

社会保険庁における内部統制(ガバナンス)の強化や事業管理の確保等を図り、また、社会保険事務所の内部組織の標準化を推進する。

<コンプライアンスの推進>

- 平成21年7月にコンプライアンス意識調査を実施し、職員の意識の浸透状況の把握や教育活動が的確に機能しているか検証評価を行った。
- 職員を対象として実施した研修において、コンプライアンスに関する講義を行った。

<監察機能の強化>

- 本庁による直接の指揮監督の下、ブロック担当事務局に集約配置した地方社会保険監察官と共同監察を実施した。
また、前年度の改善報告に対して、その後の措置状況についても監察を行った。
- 事務所監察において、事前通告をしない業務監察の実施及び不適正な事務処理の早期発見と是正を重視した「適正検査」を充実して実施した。
- 監察結果に対する改善報告について、報告後3ヶ月を経過した時点での措置状況を報告するよう指示及び指導した。
- 民間から登用した「特別監察官」により、業務監察の内容、内部監査の内容につき見直しを行い、監査内容の充実を図った。
- 日本年金機構設立後の監査体制の強化に資するため、特定分野(個人情報保護、内部統制の充実強化)について外部委託を実施した。

<人事政策の改革>

- 事務所長等の幹部職員の広域異動について、新たに20名を実施した(平成21年9月末までに190名実施)。また、事務所係長・係員クラス等の職員の広域異動について、新たに10名を実施した(平成21年9月末までに607名実施)。
- 地方職員の本庁への配置数については、53名(26事務局)となっている。他方、本庁職員の事務局への配置数につ

- 通報制度の適切な運営、研修の実施等により、引き続きコンプライアンスを推進する。

- 前期の取組を踏まえ、共同監察・適正検査等に取り組む。
- 委託事業(個人情報保護、内部統制の充実強化)の結果や、日本年金機構の業務や体制を踏まえ、日本年金機構設立後の監査体制、監査内容の検討を行う。

- 日本年金機構の人事方針を踏まえつつ、平成21年10月から12月にかけて機構組織の体制を見据えた人事異動を実施する。(本庁・地方共通)

		<p>いては、5名(2事務局)となっている。 (※平成21年9月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度までに採用した民間人材の社会保険事務所長等管理職32名について、平成21年4月から9月までに新たに社会保険事務所長として9名を登用した。(平成21年9月末現在で計15名を配置) ○ システム開発部門等への民間人材の採用について、平成21年4月から5月までに7名を採用した(平成21年9月末までに計27名を採用)。 ○ 社会保険庁人事評価制度実施規程(平成18年社会保険庁訓第10号)に基づき、人事評価を実施した。 		
<p>9 船員保険業務の全国健康保険協会への移行に関する事項</p>	<p>【目標】 船員保険制度については、「雇用保険法の一部を改正する法律」(平成19年法律第30号)により、平成22年1月から船員保険の職務上疾病・年金部門及び失業部門のうち、労災保険及び雇用保険に相当する部分を一般制度へ統合、職務上疾病部門及び船員の独自給付部門は全国健康保険協会に移管することから、業務の円滑な移行を図るため、システムの構築や必要な調整等の準備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年1月の業務移管に向けてシステム開発等の準備を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、平成22年1月の業務移管に向けてシステム開発等の準備を進める。 	

<p>10 日本年金機構の設立準備等に関する事項</p>	<p>【目標】 平成22年1月の日本年金機構(以下「機構」という。)の設立に向け、機構における組織、業務の運営が円滑に行えるよう所要の準備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8回から第11回まで4回の日本年金機構設立委員会が行われ、機構の組織、制裁規定等について決定された。 ○ 職員採用審査会において、採用審査が進められ、平成21年5月19日第8回日本年金機構設立委員会において社会保険庁職員からの機構内定者が決定された。また、外部(民間)からの正規職員については、平成21年7月28日第11回日本年金機構設立委員会において機構内定者が決定された。 ○ 平成21年4月30日集約方針の見直し通知に基づく集約を進めた。 ○ 庁舎及び宿舎について、機構へ出資するため、不動産鑑定評価の業務委託の準備を進めた。 ○ ブロック本部の設置に向け、設置場所、物件の選定を行い、設置の準備を進めた。 ○ 平成21年6月29日に開催された第10回設立委員会において、健康保険組合の規約等について了承を得た。また、各種規程、事務処理要領を作成、健保組合システムの導入等の準備を進めた。 ○ 間接業務システムのハードウェアの調達、プログラム作成、テストを行った。 ○ 機構の愛称及びシンボルマークについて公募を行い、6月25日選考委員会においてシンボルマークが決定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、日本年金機構設立委員会を行い、設立準備を進める。 ○ 機構の契約職員の募集を行う。 ○ 引き続き、業務の標準化に向け集約化の検討・実施を進める。 ○ 庁舎及び宿舎について機構への出資に向け、不動産鑑定評価を行う。 ○ 機構本部、ブロック本部のレイアウト決定、内装工事等を行い、ブロック本部設置に向けた準備を行う。また、社会保険事務局については原状回復工事の準備をすすめる。 ○ 引き続き、各種規程の作成、健保組合システムの導入、被保険者省の作成を初め、設立準備作業を行うとともに、規約及び保険料率について、厚生労働大臣宛て認可申請を行う。 ○ 構築した間接業務システムを用い、採用内定者に対し、間接業務システムを用いた研修を行う。 ○ シンボルマークの使用ガイドラインに基づき、機構の事務所等の看板の作成等を行う。
----------------------------------	--	--	---